

○鹿沼市水道事業給水条例施行規程

平成7年6月21日水管規程第1号

改正

平成10年3月25日水道事業管理規程第1号

平成14年12月26日水道事業管理規程第4号

平成24年12月25日水道事業管理規程第6号

平成28年12月20日水道事業管理規程第6号

令和7年3月3日企業管理規程第1号

鹿沼市水道事業給水条例施行規程

鹿沼市水道事業給水条例施行規程（昭和54年鹿沼市水道事業管理規程第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の構造等（第2条—第7条）

第3章 工事及び費用（第8条—第14条）

第4章 給水（第15条—第20条）

第5章 水道料金（第21条—第26条）

第6章 給水装置の管理（第27条—第29条）

第7章 貯水槽水道の管理及び検査（第30条）

第8章 雜則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、鹿沼市水道事業給水条例（平成7年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の構造等

（給水装置の構造）

第2条 給水装置は、給水管、分水栓、給水栓、量水器等をもって構成する。ただし、管理者の権限を行う市長が必要ないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

（給水管の口径）

第3条 工事を施行する者（以下「工事施行者」という。）は、使途別の所要水量及び同時使用率を考慮して、給水管の口径の大きさを決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第4条 工事施行者は、管理者の権限を行う市長が定める埋設基準に従い、給水管を布設しなければならない。ただし、管理者の権限を行う市長が施行上困難と認めるときは、この限りでない。

（止水栓等の設置場所）

第5条 止水栓等は、道路と宅地（私道を含む。以下同じ。）の境界から宅地側1メートル以内の位置に設置することを原則とし、管理者の権限を行う市長の管理しやすい場所に設置しなければならない。

（量水器の設置位置等）

第6条 量水器は、管理者の権限を行う市長が定める量水器の設置基準（以下「設置基準」という。）により1建築物に1個設置するものとする。ただし、管理者の権限を行う市長が給水及び使用形態上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 工事施行者は、量水器を設置基準により定められた位置に設置するものとする。

（危険防止及び防護の措置）

第7条 工事施行者は、給水装置に危険防止及び防護の措置を講じなければならない。

第3章 工事及び費用

（工事の申込み）

第8条 条例第5条第1項の規定による工事の申込み（以下「工事の申込み」という。）は、給水装置工事申込書に管理者の権限を行う市長が必要と認めるものを添えて、当該工事の着工前に行わなければならない。

2 前項の場合において、指定工事事業者が工事の設計を行うときは、工事の申込みの際に条例第35条第1項第1号に規定する手数料を納付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、工事の申込みの手続については、管理者の権限を行う市長が別に定めるところによる。

（工事の承認）

第9条 条例第5条第1項に規定する承認（以下「承認」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす工事の申込みについてのみするものとする。

（1） 予定水量その他使用方法が管理者の権限を行う市長の給水管理に支障を及ぼさないこと。

(2) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水槽を装置すること。

2 承認を受けた後、当該承認に係る事項の変更をしようとする者は、当該変更について再度承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第10条 管理者の権限を行う市長は、承認をした工事の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 工事施行に際し、工事申込者及び施工業者の責めに帰すべき理由により工事に着手することができないとき。

(2) 工事申込者が給水装置工事設計変更・取消届により、工事の申込みを取り下げたとき。

(3) 1年を経過しても工事が完了しないとき。ただし、大規模工事で管理者の権限を行う市長が承認を取り消す必要がないと特に認めたものは、この限りでない。

2 管理者の権限を行う市長は、前項第1号又は第3号の規定により承認を取り消す場合は、あらかじめ工事の申込みに係る施行を催告するものとする。

3 管理者の権限を行う市長は、第1項の規定により承認を取り消した場合は、給水装置工事承認取消通知書により、直ちに、その旨を工事申込者に通知するものとする。

(工事の設計及び施行)

第11条 条例第6条第1項の規定により、指定工事事業者が行う設計の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水栓まで直結するものにあっては、配水管、配水補助管又は給水管（以下「配水管等」という。）から給水栓までの範囲

(2) 受水槽を設けるものにあっては、配水管等から受水槽までの範囲及び受水槽その他の給水装置以外の設備

2 指定工事事業者は、条例第6条第2項前段に規定する検査（以下「工事完成検査」という。）を受けるに当たっては、あらかじめ給水装置工事完成届を管理者の権限を行う市長に提出するとともに、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）を当該検査に立ち会わせなければならない。この場合において、当該検査に係る工事に変更があったときは、給水装置工事完成届に加え、給水装置工事設計変更・取消届並びに変更後の材料表及び図面を提出しなければならない。

3 指定工事事業者は、条例第6条第2項後段に規定する立会いを受けるに当たっては、あらかじめ分岐工事立会依頼書により管理者の権限を行う市長に当該立会いを申し込まなければならない。

4 管理者の権限を行う市長は、工事を適正に管理するため必要があると認めるときは、当該工事の施行中に主任技術者を立ち会わせ、当該工事の施工状況を確認することができる。

第12条 削除

(予納金の精算)

第13条 管理者の権限を行う市長は、工事完成検査の完了後、速やかに予納金の精算を行うものとする。

(切離し費用)

第14条 条例第41条第2項に規定する特に必要があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 配水管の移設等管理者の権限を行う市長が施行する工事に際して、給水装置を切り離す場合

(2) 水道所有者が確認できない場合又は水道所有者の所在が不明の場合

第4章 給水

(給水の申込み)

第15条 条例第15条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申込書により行うものとする。

(管理人の届出)

第16条 条例第17条の規定による届出は、管理人の選定・氏名変更・住所変更届により行うものとする。

(届出)

第17条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第18条第1項第1号に係る届出 水道の使用中止・水道の廃止届

(2) 条例第18条第1項第2号に係る届出 消防演習実施届

(3) 条例第18条第2項第1号に係る届出 水道使用者の氏名・住所変更届

(4) 条例第18条第2項第2号に係る届出 管理人の選定・氏名変更・住所変更届

(5) 条例第18条第2項第3号に係る届出 消防用水使用届

(私設消火栓)

第18条 量水器の設置されていない私設消火栓には、管理者の権限を行う市長が封印する。

(私設消火栓の使用)

第19条 条例第19条第2項の規定により私設消火栓を消防の演習に使用しようとする者は、私設消火栓演習使用及び立会依頼書により、管理者の権限を行う市長に届け出なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第22条の規定による検査の請求は、給水装置及び水質検査請求書により行うものとする。

2 条例第22条後段の規定により特別の費用を徴収するときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色、濁り及び消毒の残留効果に関するもの以外の検査を行うとき。

第5章 水道料金

(定例日)

第21条 条例第29条第1項に規定する定例日は、1日から13日までの間において、任意の1日を指定するものとする。

(使用水量の計量における端数処理)

第22条 条例第29条の規定による検針において、量水器の指針に1立方メートル未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定における使用水量の端数処理)

第23条 条例第30条後段の規定により、各月において均等に使用されたものとみなされた使用水量に1立方メートル未満の端数（以下この条において「端数」という。）が生じた場合における各月の使用水量は、次のとおりとする。

(1) 定例日の属する月の前月分の使用水量にあっては、当該使用水量（端数は切り捨てる。）に1立方メートルを加えたもの

(2) 定例日の属する月分の使用水量にあっては、当該使用水量（端数は切り捨てる。）

(使用水量の認定)

第24条 条例第31条第1項の規定による使用水量の認定（以下「水量認定」という。）を受けようとする水道使用者は、水道認定申請書により管理者の権限を行う市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者の権限を行う市長は、条例第31条第1項各号に該当すると認める場合は、水量認定をすることができる。

3 管理者の権限を行う市長は、水量認定をした場合は、当該水量認定の内容を水道使用者に通知するものとする。

(水道料金の徴収時期等)

第25条 条例第33条の規定による水道料金の徴収の時期は定例日の属する月の翌月とし、当該徴収に係る納期限は同月の25日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第33条ただし書に規定する場合における水道料金の徴収の時期及び納期限は、それぞれ当該徴収の都度管理者の権限を行う市長が定めるものとする。

(水道料金等の減免)

第26条 条例第37条の規定による料金等の徴収の猶予又は免除の申請は、料金等の減免申請書を管理者の権限を行う市長に提出して行うものとする。

2 管理者の権限を行う市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査して同項の猶予又は免除の決定を行い、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

第6章 給水装置の管理

(給水装置等の所有権移動)

第27条 条例第12条第3項に規定する工事の完了とは、工事完成検査の終了時とする。

(給水装置の管理区分)

第28条 給水装置の管理は、水道使用者等が行うものとする。ただし、宅地内2メートル以内にある量水器までは、管理者の権限を行う市長が行う。

(給水装置の修繕に要する費用)

第29条 給水装置の修繕に要する費用は、前条の規定により管理を行う者が負担するものとし、原因者がある場合は、原因者が負担する。

第7章 貯水槽水道の管理及び検査

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第30条 条例第43条の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道（次項において「貯水槽水道」という。）の管理は、次に定めるところによるものとする。

(1) 少なくとも毎年1回貯水槽の清掃を行うこと。

(2) 貯水槽の点検その他有害物質、汚水等により水が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知すること。

2 条例第43条の規定による貯水槽水道の検査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 前項の管理について、少なくとも毎年1回給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(2) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の水の状態により、供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

第8章 雜則

(様式)

第31条 この規程を施行するために必要な様式は、管理者の権限を行う市長が別に定める。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、水道の工事、給水、水道料金、給水装置の管理等について必要な事項は、管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成7年8月1日から施行する。

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の鹿沼市水道事業給水条例施行規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程による改正後の鹿沼市水道事業給水条例施行規程の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成10年3月25日水管規程第1号）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の鹿沼市水道事業給水条例施行規程の規定によりされた処分、手續その他の行為は、この規程による改正後の鹿沼市水道事業給水条例施行規程の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成14年12月26日水管規程第4号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日水管規程第6号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日水管規程第6号抄）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月3日企業管理規程第1号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。